

令和8年度第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

令和8年7月23日(木) 午後14時～16時

2 場 所

尼崎市立歴史博物館3階講座室

3 出席委員

委 員	大 場 修
委 員	伊 達 仁 美
委 員	川 口 宏 海
委 員	長 谷 洋 一
委 員	綿 貫 友 子

4 出席した事務局職員

教育次長	藤 川 明 美
歴史博物館長	門 田 真由美
歴史博物館文化財担当係長	高 梨 政 大
歴史博物館文化財担当学芸員	井 上 亮
歴史博物館文化財担当学芸員	新 里 遥
歴史博物館文化財担当学芸員	三和田 勇真通
歴史博物館文化財担当学芸員	吹 上 竜 司
歴史博物館文化財担当学芸員	桃 谷 和 則

5 開 会

司会進行 門田館長

6 挨 拶

藤川教育次長

7 諮 問

議事に先立ち、諮問書が藤川教育次長から大場委員長に渡された。

8 議 事 等

議事1「令和8年度尼崎市指定文化財候補物件について」

・今年度の指定文化財候補として「大尼崎鳥瞰図」・「御大典記念献上尼崎市写真帖」を事務局から提案し、概要説明を行った。

(質疑等)

・『大尼崎鳥瞰図』は、近代の尼崎を知る貴重な資料だと思う。鳥瞰図は、大正から昭和にかけて大流行したようだ。「初三郎式」の初三郎は「吉田初三郎」の事だと思われる。多くの鳥瞰図を描いている作者で、その鳥瞰図の描き方が、一つのスタイルになっている。それを真似て地元の画家達が様々な鳥瞰図を書いている。西宮にも初三郎の鳥瞰図が、大阪市にも何枚かある。鳥瞰図を市の指定にすることを聞いたことがないが、当市が指定をするという動きが逆に当市がスタートとなって良いことだと思う。第2次世界大戦の被害を受ける前の町の姿を知る資料は意外と少ないので、そういった意味でも貴重である。

・市町村の指定文化財としている鳥瞰図は、現在2点確認している。1つは、愛知県犬山市で、昭和5年(1930年)の吉田初三郎作「継鹿尾山図」を、もう1つは、北海道鹿追町

で、昭和27年頃（1952年頃）の吉田初三郎作「鹿追村鳥瞰図」が指定されている。今回の候補物件が指定となると、鳥瞰図としては、3点目となる。吉田初三郎は、多くの鳥瞰図を描いているので、今後指定が増えていくと思う。その吉田初三郎のスタイルをまねた地方の画家の鳥瞰図の市指定は先駆け的な意味合いも強い。

- ・戦前の地図は、どこにどんな店があるかまではあまり描いていない。地図なので、道路と建物だけが描かれている。鳥瞰図は、そこにどういったものがあったか説明書きも入っており、そこに歴史的な価値があるのではないかと思う。
- ・実際に作者が自転車で町を走りまわって、スケッチをしたものを生図として描いている。周辺の景色は独特であるが、町の描き方は正確である。鳥瞰図は立体的でカラーなので、見た目も綺麗で良い資料である。
- ・肉筆画とあるが、具体的には水彩画なのか。
- ・検討を要するが、絹本着色、絹に岩絵の具などの色彩を施して描かれている。
- ・巻物として保管されていたのか。
- ・旧の地域研究史料館に寄贈された時に、館の方で裏打ちをして巻けるようにする、仮巻を行った。
- ・市が保管したのはいつか。
- ・昭和55年（1980年）。
- ・それまではどこにあったのか。
- ・個人の父親のコレクションとして自宅で保管されていた。当該物件は3.6mと非常に大きく、畳2枚分くらいある。自宅で巻いて保管していたのか畳んで保管していたのかはわからない。
- ・初三郎のものは、絹本の原寸大のものと折本のコンパクトなものがあると思う。これをコンパクトにしたものはないのか。
- ・今回の指定候補は、尼崎商工共和会が「大尼崎」という折り畳みのパンフレットを作成した際の原因図であるので、これを原因図とした折り畳みの印刷版があり、若干絵に違いがある。折り畳みの印刷版は違う絵のものが2種類ある。
- ・裏打ちをした時に、剥落止めを含めた修理をしているか。
- ・剥落止めをしたかはわからないが、現状剥落はない。剥落止めをしなくても問題がないほど状態は良い。民家の片隅にあったと思うが、当時のことを知る職員はいないのでわからない。
- ・鳥瞰図は、実際に見える場所があつて、そこから見た景色なのか、仮想なのか。
- ・どちらかといえば仮想の状態、頭の中で構想した鳥観図、まちの中の具体的な建物・配置等の絵はきちんと描いているが、周辺になると非常におおざっぱで、実際に見えることのないものが描かれている。この描き方が「初三郎式」といわれている。
- ・「初三郎式」の描き方について
- ・吉田初三郎は、大正の広重といわれている。今回の候補物件は、「初三郎式」を真似て描かれている。新聞記事の中で、作者は初めて描いたと書いてあるが、非常に上手である。
- ・吉田初三郎は非常に有名だが、初三郎を真似て描いた鳥瞰図、いわゆる「初三郎式」は、それなりの数あると思うが、あまり知られていない印象である。これらは、様々な地方自治体が製作を試みたものなのか。
- ・観光パンフレットの需要が高まった時代。吉田初三郎やその一門だけでは、需要をまかなえなかったため、地方の各地域の画家が真似てつくったと考えられる。

- ・そういうものはあまり知られていないのか。
 - ・実際に知られていない。吉田初三郎に関しては、国際日本文化研究センターにデータベースが作り上げられていますが、初三郎式についてまでは、網羅しておらず、資料の詳細については分かっていない。細目を調べないと出てこないと思う。
 - ・吉田初三郎も含め、鳥瞰図は発注を受けて書いているのだと思うが、自治体や商工会議所が発注しているのか。
 - ・当該資料については、その通りです。
 - ・牧生騏（牧喜世蔵）について
 - ・国立国会図書館のデジタルアーカイブで、名前を検索したら、戦後どこかの印刷会社の役員をしているということだけがわかっていた。本人が名乗り出なかったら作者はわからなかった。
-
- ・『御大典記念献上尼崎市写真帖』について
 - ・この写真帖は1冊だけか。
 - ・献上というタイトルなので、大正天皇即位を記念して皇室に献上した本物があつたはずだが宮内庁の所持している資料については宮内庁の書陵部のデータベースに記載され、公開されているが、他県が作成して献上した写真帖の記載はあるが、当該写真帖については、記載が無い。皇室に献上したものが正本で、こちらに残されているものが、副本と理解している。
 - ・正・副、2冊しか作っていないのか。
 - ・副はこの1冊。後から複製したものは尼崎市立中央図書館にある。
 - ・複製した製本は、装丁が違うのか。
 - ・中央図書館の書庫にあるものは、簡易な装丁である。
 - ・市原写真館・酒見泉金堂の2つの写真館は現存しているのか。
 - ・していない。
 - ・原版は残っていないのか。
 - ・残っていない。
 - ・複製本は何冊かあるのか。
 - ・確認しているのは、1冊のみ。
 - ・写真帖は、紙焼きを貼っているのか。
 - ・紙焼きプリントを貼っている。
 - ・所蔵は尼崎市となっているが、デジタル化しているのか。
 - ・デジタルアーカイブとして保存し、ネットで公開している
 - ・戦前の写真を市指定にしている、他の市町村はあるのか。
 - ・大阪市が、昭和3年（1928年）の「大阪市航空写真」を指定している。近代の写真となると、明治初期の写真については、国の重要文化財になっているものがある。明治5年（1872年）に撮影された壬申検査関係写真等。大正時代の地元の写真が指定となると、先駆けとなると思う。
 - ・御大典を記念して献上するのは、全国市町が競い合ってたのか。
 - ・そうだと思うが、宮内庁書陵部所蔵資料目録・画像公開システムで公開されている資料リストをみると県レベルの写真帖は、大正時代の初めのものが献上されているのがわかるが、市町レベルのものはなかった。写真を献上しようという動きは、当時の新聞等を

こまめに調べればわかるかもしれないが、市町レベルのものはわかっていない。

- ・献上するものは、写真に限らないと思うが、我が町の写真帖を献上しようというアイデアは、何か手本のようなものがあつたのか。
- ・府県レベルでは明治の頃からあつた。府県レベルの写真帖だと宮内庁書陵部所蔵資料目録のリストの中に結構出てくる。年代的には大正2年（1913年）～4年（1915年）、おそらく大正天皇の即位を記念して献上したものと考えられる。府県の動きにならって市町でも行ったかもしれない。
- ・尼崎市ができたことの記念もかけて献上されたのか。
- ・大正5年に尼崎市ができた。尼崎ができることの大義名分も大正天皇のご大典記念で市制を施行するという大義名分としたと考えられ、その流れで、この写真帖が作成されたと思われる。
- ・元々どこにあつたのか。
- ・尼崎市立中央図書館にあつた。1920年（大正9年）に「尼崎市立通俗図書館」として開館し、歴史的なものは図書館に入れておくという風習があつた。尼崎城の絵図関係も元々は、図書館の書庫にあつた。
- ・図書館から探し出して公開したのか。
- ・昔からあることは知っていた。市史編纂時に写真撮影を実施し、市史でその写真を使用したのちに、平成16年（2004年）に中央図書館から旧の地域研究史料館に移管された。
- ・今回指定候補とした理由は。
- ・市制110周年記念であることと、これまで主に中世の資料を指定していたが、近代のものを指定していこうという国の動向も踏まえた上で、本市も指定を目指そうということになった。
- ・今回の写真帖は大正時代だが、尼崎を写した明治の写真はあるのか。
- ・写真帖としての形ではないが単独の写真であれば、廃城前の尼崎城を写した写真等がある。酒見泉金堂は明治の中頃から写真館をやっており、写真館が撮ったものは歴史博物館の史料担当に実物や複写したものがあり、デジタルアーカイブにもあげている。
- ・明治の写真は、市の指定にしないのか。
- ・単独の写真の扱いは難しい。今回は写真帖という形態なので、候補とした。単独の写真については、国の動向をみて考えていく。
- ・戦前の土地を知る手がかりとなる資料は以外と少ないので、写真で具体的な姿がわかるのは貴重。
- ・写真帖の価値と、写真から読み取れる情報の価値と、2重に価値がある。廃城後の姿や、戦災前後の姿がわかるのも大きい。今後明治期の写真を収集し、指定等していくにしても、今回の大正時代の写真帖と比較できる可能性がある。
- ・写真帖にある企業も当時の尼崎を代表する企業で、そういう意味でも貴重。
- ・尼崎市の大正の初めは、城下町から工業都市へかわっていく時代。尼崎市の近代史を考える上でも、ビジュアルでわかるのはありがたい。写真そのものの価値と、写真を活用できる価値もある。
- ・近代の歴史資料が今回、初ということだが、どういうことか
- ・既に建造物が先行して、国の重要文化財になっており、(国も県も)、明治以降の絵画・彫刻・工芸の指定もしているところですが、歴史資料は国の重要文化財としては、まだ

まだこれから指定が増えていくと推定される。「昭和10年（1935年）に撮影された法隆寺金堂壁画写真ガラス原板」は焼損前の法隆寺金堂の姿を写すものとして指定されており、新しい時代のものでも、1点しかないオリジナリティのもの、価値のあるものはこれから指定にあげていくものと認識している。

以上の質疑や議論を踏まえ、委員長が、事務局が提案した候補物件を今年度の指定候補物件として審議を進めていくことについて諮ったところ、異議がなく、全委員の了承が得られた。次回の第2回審議会で調査・審議を進めていくこととなった。

9 報 告

「1 最近の文化財行政について」、旧尼崎紡績本社事務所が、令和8年7月9日付で国登録文化財に登録された。

「2 令和7年度尼崎市指定文化財の指定について」、令和7年度文化財保護審議会で審議をおこなった「光厳上皇院宣」が、令和8年3月23日付で尼崎市指定文化財に指定された。

10 そ の 他

「1 令和8年度展示予定について」

「2 令和8年度尼崎市文化財保護審議会の予定について」

以 上